平成２４年（フ）第２６９号
京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町637番地５
債務者　染のいのうえこと　猪上　重樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
京都府木津川市木津殿城145番地２
債務者　出石小夜子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市下田町730番地１　ブライトガーデン203号
債務者　宮元　美雄
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内御園300番地の１　御園館
債務者　岩堀　正敏
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原379番地
債務者　宮平　貴明
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０７号
沖縄県那覇市寄宮２丁目30番52―407号　丸徳マンション
債務者　仲松　綾子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字狩俣1127番地　市営狩俣団地302号
債務者　粂野　　巖
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１３７号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町219番地の２シャトー萩203号
債務者　相合谷将人
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４１号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1569番地の10　西川ハイツ101
債務者　小林　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５３号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目29番地の７
債務者　井家佐知子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４号
沖縄県豊見城市字高安598番地２　リバーサイドとよみ302号
債務者　小渡　秀之
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５８号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目248番地
債務者　仲田　繁成
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８号
仙台市泉区鶴が丘３丁目12番地の17
債務者　後藤　秀子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
仙台市宮城野区小田原３丁目10番15号　コーポアムール104
債務者　高橋　秋男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
宮城県大崎市古川中里３丁目２番18号
債務者　早坂　チヨ
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
宮城県大崎市古川中里３丁目２番18号、従前の住所宮城県加美郡加美町城生字前田153番地６　コーポ千弐番館103号
債務者　早坂　和能
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上5152番地４、前住所滋賀県近江八幡市西本郷町264番地９
債務者　犬丸　一彦
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大津地方裁判所彦根支部